

令和 7 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

児童生徒一人ひとりの生命と個性を尊重し、障がいの状況及び心身の発達に応じたきめ細やかな教育を行い、豊かな人間性を育み、自立と社会参加を支援する学校
○ 安全・安心な教育環境を基盤に、児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、生命と人権を守る学校
○ 知識・技能及び思考力・判断力・表現力の向上、学びに向かう力の醸成により、自立と社会参加に向けた教育を推進する学校
○ 時代のニーズに応え、地域の学校や子どもたちへの支援の充実を図る特別支援教育のセンター的機能を担う学校

2 中期的目標

1. 児童生徒一人ひとりの障がい状況や教育的ニーズに応じた支援を充実させるための、授業力・専門性の向上、支援体制の整備 (1) 学習指導要領に基づき教育課程を改善するとともに、シラバスに基づく計画的な授業の実施と評価を行うことで授業改善と教育課程の見直しを行う。 (2) 計画的な校内研修を実施し教員の授業力・専門性の向上をめざす。教職員による学校教育自己診断「専門性の向上のための研修を推進する」の令和9年度肯定的回答 90%をめざす。(R4 :89%、R5 :82%、R6 :81%) (3) 主体的に学ぶ力の育成に向けて、授業における I C T機器の積極的な利用を推進する。教職員による学校教育自己診断「ICT 機器が各教科の授業や行事など教育活動全般において活用されている」の肯定的回答 90%以上を令和9年度まで維持する。 (4) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を、教育実践を通じてより有効かつ機能的なものへとブラッシュアップさせ、児童生徒一人ひとりに必要な支援を行うことができる体制を整備する。
2. 一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた指導の充実 (1) 共生社会の実現をめざし居住地校交流及び共同学習の充実を図る。 (2) キャリア教育に取り組み、小学部から児童生徒の実態に応じた段階的な指導を行う。 (3) 社会自立と職業的自立に向けて自己選択や自己決定の力を身につけられるよう進路指導や職業教育を充実させ、保護者への情報提供を行う。保護者による学校教育自己診断「学校は本人保護者のニーズに応じた進路指導を適切に行っている」の令和9年肯定的回答 80%をめざす。(R4 :75%、R5 :72%、R6 :66%)
3. 安全安心な教育環境の確立と、児童生徒一人ひとりの人権を尊重した教育の推進 (1) 府教育庁と連携しながら学校施設の補修・改善を進める。 (2) 大規模災害時及び緊急事態における児童生徒の命を守る取組みの充実を図る。 (3) いじめの防止に向けた体制づくりと体罰等の撲滅・食の安全の確立をめざす。 (4) 教職員の人権意識・危機管理意識を高め、個人情報を守り適正な管理を行う体制を確立する。
4. 地域校園のニーズに応え、地域から信頼される特別支援教育のセンター的機能の発揮 (1) 地域から信頼される特別支援教育のセンター的役割を担う。教職員による学校教育自己診断「地域における支援教育のセンター的役割をはたしている」の令和9年度肯定的回答 85%をめざす。(R4 :65%、R5 :68%、R6 :79%)
5. 校務の効率化等による働き方改革の推進 (1) 教職員が生き生きと働くことができるよう働き方改革を推進し、長時間勤務の削減に取り組む。教職員向け学校教育自己診断「快適な職場環境づくり」の令和9年度肯定的回答 80%以上をめざす。(R4 :54%、R5 :74%、R6 :67%)

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析〔令和7年10月実施分〕	学校運営協議会からの意見
【保護者】提出率 63%（R6・76.2%）。オンラインだけではなく、紙での回答も可能であることの周知が必要である。肯定率 80%以上の回答が 17 項目（R6・14 項目）であった。R6 肯定率 70%以下の「子どもは授業がわかりやすく楽しいといっている。」「学校は施設・設備の点検・事故防止に配慮し、適宜改修等に努めている。」の肯定率はそれぞれ 75.5%、84.9% に上昇した。今後も引き続き、教育活動と教育環境の充実に取り組み、保護者に対してその内容を細やかに伝える必要がある。 【児童生徒】今年度より児童生徒も実施。回答率 46%。肯定率 80%を超える項目は「いろいろなことに ちょうせんし がんばることが できる。」「がっこうに いくのが たのしい」等5項目。一方で「しょうらいの ゆめ や もくひょう を もっている」が 43.3%となった。今後も学校生活の充実を軸にしながら今以上に児童生徒の自己肯定感の向上、将来を見据えた小学部からの進路指導に取り組んでいく。 【教職員】提出率 100%。肯定率 80%以上の項目数は 21 項目あり、学校運営について一定の理解が得られていると考える。「業務の効率化と業務分担の見直しを図り、教育活動の充実をめざしている。」は昨年度より肯定率が増加したものの 70%前後である。業務整理や分担についてはまだ改善が必要である。今後も継続的な意見集約を行い、改善策を反映できる体制に整備していく必要がある。	<第1回 令和7年6月16日（月）> ○今年度の取り組みについて ・学校経営計画についての説明を行い、了解を得た。 ・校務処理システム「賢者」についての補足説明を行い、システムの概要がわかったとの声をいただいた。 ・教職員間の信頼関係の構築方法についてのご意見をいただいた。 ○校内支援委員会の取り組みについて ・不登校傾向にある児童生徒に対するアセスメントの重要性について及び今後の取り組みの方向性の説明を行った。今後も丁寧に取り組んでいくべきとのご意見をいただいた。 <第2回 令和7年11月17日（月）> ○令和8年度教科用図書選定とその活用について ・教科書の紹介や具体的な活用内容について説明を行った。 ○学校教育自己診断の様式について ・昨年度委員からいただいたご意見をもとに修正した部分の説明を行った。 ○授業見学（ICT機器活用授業） ・児童生徒の実態に合わせて工夫して機器活用されているとの意見をいただいた。 <第3回 令和8年2月24日（火）> ○学校教育自己診断 分析と今後の課題について ・各部門の結果と分析、学校全体 としての課題を報告した。児童生徒が回答しやすい工夫が必要との意見をいただいた。 ○令和7年度 学校評価（案）について ・指導略案のデータベース化を今後も継続すべきとの意見をいただいた。 ○令和8年度 学校経営計画（案）について ・校長及び准校長の「めざす学校像」「中期的目標」は承認された。

府立東住吉支援学校（知的障がい教育部門）

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R 6 年度値]	自己評価
1. 児童生徒一人ひとりの障がい状況や教育的ニーズに応じた支援を充実させるための授業力・専門性の向上、支援体制の整備	(1) 3 観点評価の確実な実施	(1) 学習指導要領を踏まえながらシラバスにそって授業を実施すると共に、3 観点での目標設定と評価がなされるよう徹底する。	(1) シラバスを踏まえながら 3 観点での目標設定と評価がなされるよう、各学部での確認を徹底し、評価時にダブルチェックを行う。保護者による学校教育自己診断「学習の記録は子どもの学習の達成度を的確に評価できるように工夫されている」の肯定的回答を前年度以上にする。[88%]	(1) 各学部において児童生徒の目標設置に関する学年研修を実施し、部内での情報共有を行った。評価時にはクラス担任以外の複数の教員により、目標設定が適切かどうかの確認を行った。保護者による学校教育自己診断の肯定的回答 92. 3% (○)
	(2) 計画的な校内研修等の実施	(2) 授業力向上・専門性向上をめざし、各学部のニーズに応じた研修を学部毎に企画、実践する。	(2) 各学部の教職員のニーズを調査し、それに応じた学部内研修を学期毎に 1 回以上実施することで専門性の向上を図る。加えて、各学部の代表による研究授業と検討会を年 1 回以上実施することと、指導略案のデータベース化を図ることで授業力向上を図る。	(2) 各学部において研究部が中心となりそれぞれの部のニーズに応じた部内研修を学期毎に実施。各学部、研究授業・検討会を実施。指導略案のデータベース化も進めることができた。(○)
	(3) ICT 機器を活用した授業づくり	(3) GIGA スクール構想で配備された 1 人 1 台端末を含め、ICT 機器を活用した授業をすすめるため、教員の ICT 活用能力の向上をめざす。	(3) ICT 活用のバリエーションを増やすための ICT 活用事例の研修会を、学部または学年単位で実施し、教職員による学校教育自己診断「ICT 機器を使用するなど効果的な教育活動を行っている」の肯定的回答 90%以上を維持する。[94%]	(3) 学校教育自己診断の教職員肯的回答 90. 6%。目標値には届かなかったが、教職員は ICT 機器の活用に積極的に取り組んでいる。(○)
	(4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のより一層の活用	(4) 校務処理システム「賢者」導入に伴い、「個別の教育支援計画・個別の指導計画」様式の見直しを行う。	(4) 1 学期中に年間スケジュール立案及び新様式の検討、 2 学期よりデータ移行作業、 3 学期に保護者説明を行う。個別の指導計画も教務部中心に同様に進める。	(4) 年間スケジュールの見直しを行い R 8 年度施行、R 9 年度完全実施に向けて取り組んだ。保護者説明は次年度の予定 (○)
2. 自立や社会参加に向けた指導の充実	(1) 居住地・学校間・部門間交流及び共同学習の実施	(1) 地域で育つ児童生徒や肢体不自由教育部門の児童生徒と、互いに学びあえる機会を充実させる。	(1) 小・中学部において、本人および保護者の意向を確認して居住地校と協議し、希望者全員に実施する[100%]。昨年度までの取り組みの評価に基づいた、部門間での交流活動を全学部3回以上実施する。	(1) 小・中学部における居住地校交流希望者実施 100%。各学部、肢体不自由教育部門との交流活動を3回以上実施した。(○)
	(2) 小学部段階より児童生徒の実態に応じたキャリア教育の充実	(2) ア. 全学部において、キャリアプランニングマトリックスに基づいたキャリア教育を実践する。	(2) ア. キャリアプランニングマトリックスを確認しながら各学部でのキャリア教育を進める。教職員による学校教育自己診断「子どもが身につけるべき力を獲得できるよう、系統的なキャリア教育を行っている」において、80%以上の肯定的回答をめざす。[77%]	(2) ア. 教職員による学校教育自己診断「系肯定的回答 79%。目標に 1 %及ばなかったが教職員は自身の取り組みにキャリア教育の視点を持てたと実感できていると考える。(○)
	(3) 社会自立と職業的自立に向けた進路指導や職業教育の充実	(3) ア. 高等部生徒に対する、卒業後の社会自立と職業的自立に向けた進路指導を推進する。	(3) ア. 高等部職業及び職業コースの授業において、卒業した先輩や先輩が働く事業所の職員の方から、直接進路に関わる話を聞く機会を2回設ける。[2回]	(3) ア. 高等部職業及び職業コースの授業において、進路に関わる話を聞く機会を2回設定。先輩の経験談は説得力があり、貴重な機会となった。(○)
		イ. 卒業後の進路先について、教職員の理解を深める。	イ. 夏季休業中に教職員による福祉事業所見学を、年2回実施する。[2回]	イ. 夏季休業中に教職員各自 2 回以上福祉事業所見学を行った。事業所の特徴を知ることが進路指導に活かされている。(○)
		ウ. 保護者に対する進路選択のための情報提供を充実させる。小・中学部の保護者に対する進路指導の周知を図る。	ウ. 高等部校内実習の見学会を年2回、地域の事業所を集めた事業所説明会を1回、進路説明会を年に1回実施し、全学部の保護者に周知する。小・中学部の保護者を対象とした進路の相談を実施する。	ウ. 全学部の保護者に周知の上、高等部校内実習の見学会2回、地域の事業所説明会を1回、進路説明会を年1回実施。(○)小・中学部の保護者を対象とした進路の相談は参加者を増やすことが課題である。

府立東住吉支援学校（知的障がい教育部門）

3. 児童生徒の人権を尊重した、安全安心な教育環境の充実	（１） 学校施設の補修・改善	（１） 教育活動と安全安心な学校施設の整備を両立させる。	（１） 教育活動と知的部門教室棟の大規模修繕を両立し、老朽化した施設を整備する。施設整備委員会を核とした補修箇所早期発見に努め、教職員による学校教育自己診断「学校の施設設備は日常的に点検・管理が行われている」において85％以上の肯定的回答をめざす。[84％]	（１） 教育活動と大規模修繕の両立に工夫を行ってはきたが、騒音等の問題の解決等、今後より一層の工夫が必要である。教職員による自己診断肯定的回答74.6％（△）
	（２） 大規模災害時等における命を守る体制の確立	（２） 大規模災害時等を想定した避難訓練において、マニュアルどおりの役割分担にて組織的な対応ができるようになる。	（２） 全ての教職員がマニュアルを確認し、自主的に判断して動く実践的な避難訓練を実施する。教職員による学校教育自己診断「防犯・防災計画は全教職員に徹底されている」において肯定的意見を前年度以上にする。[80％]	（２） 全ての教職員でマニュアル確認を行う機会を設定。マニュアルに基づく避難訓練を実施することができた。教職員による自己診断肯定的回答88.4％（◎）
	（３） いじめ・体罰等の撲滅と食の安全の確立	（３） ア．いじめの早期発見、早期解決ができるよう、組織力の向上を図る。 イ．「食物アレルギー対応マニュアル」を徹底し、給食や食に関する活動を安全に実施する。	（３） ア．いじめに関する対応フローチャートを1学期中に全教職員で確認し、小さなトラブルであっても、いじめにつながるようなことがないようチームで確認し、未然防止に努める。教職員による学校教育自己診断「いじめの早期発見や未然防止に努め、起きた際には迅速に対応する体制が整っている」の肯定的回答90％以上を維持する。[91％] イ．年度初めに食物アレルギーに関するマニュアル確認のための校内研修を実施し、ルール徹底を図る。ヒヤリハット事例の周知を強化し、原因と注意すべき点を共有する。調理実習、泊行事等でも複数チェックを徹底し、アレルギー事故ゼロを維持する。	（３） ア．1学期に職員会議にていじめに関する対応の確認を行い、未然防止に向けて共通した認識を持つことができた。また、小さなトラブルに関しても組織として対応する姿勢を持つことができた。教職員による自己診断の肯定的回答93.5％（○） イ．年度初めに校内研修を実施。2学期にも実際のヒヤリハット事例に基づいた校内研修を再度実施した。複数チェックの徹底により、アレルギー事故ゼロを維持することができた。（○）
	（４） 教職員の人権意識・危機管理意識の向上	（４） ア．教職員対象の研修会を実施し、教職員の人権意識の向上を促す。 イ．本校での個人情報の取り扱い方法を全員で確認し、適正な管理を徹底する。	（４） ア．教職員の人権意識向上を目的とした研修会を1回以上実施する。 イ．令和6年度に改定した個人情報の取り扱い規定を年度初めに全教職員で確認し、ルールを徹底することで誤配付を防ぐ。	（４） ア．教職員の人権意識向上を目的とした研修会を2回実施。2回めの研修は実際の事例をもとに研修を行ったことでより教職員の人権意識向上につながることができた。（○） イ．年度初めに全教職員で確認。ルールは定着してきたが、引き続きその徹底が必要である。（△）
4. 特別支援教育のセンター的機能の充実	（１） 地域相談支援をはじめとする、地域のセンター的役割の確実な実施	（１） ア．地域内の学校園に対して必要な支援を実施するとともに、地域内の学校園に対して情報発信や研修を実施する。 イ．コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立する。	（１） ア．大阪市立の校園、保育所、就学前施設からの相談依頼すべてに対応するとともに、地域内の学校園を対象とする研修会および情報交換会を実施する。 イ．新たに設置するコーディネーターによる校内支援を実施し、校内での困り感をチームで解決する。 ・ア、イを通じて教職員による学校教育自己診断「地域における支援教育のセンター的機能」肯定的評価を高める。[79％]	（１） ア．地域の学校園の訪問相談32回、来校相談7回、研修講師3回実施。継続しての支援依頼があるなど、ニーズに応えることができた。夏季・冬季の研修会、情報交換会では自立活動についての事例検討会を行い、参加者からは100％の肯定的感想をいただいた。（◎） イ．コーディネーターがケース会議に入ることで校内支援の幅が広がった。（○） 教職員による自己診断肯定的評価83.3％（○）
	（１） 教職員の働き方改革の推進	（１） ア．労働安全衛生委員会を通じ、労働環境の改善に向けた情報収集と発信を行う。 イ．ノー残業デーとノー会議デーの設定、各教職員の在校等時間の管理により、長時間勤務者を減らす。	（１） ア．労働安全衛生委員会が主導となり、快適な職場環境への要望や意見を集約して改善方法を協議し、対応を周知する。 イ．月45時間以上の時間外勤務が見込まれる職員への注意喚起、月80時間以上の時間外勤務をした職員へのヒアリングを行う。月80時間以上の時間外勤務者数を前年度実績未満にする。[6人] ア．イ．を通じて、教職員による学校教育自己診断「快適な職場環境の創造をめざした取り組みが行われている」肯定的評価を今年度以上に上昇させる。[67％]	（１） ア．毎月の労働安全衛生委員会にて教職員からの要望や意見に基づき改善方法を協議した。物理的に解決が難しいものもある中、一斉退庁日のアナウンスなど、工夫を行い働き方改革に取り組むことができた。（○） イ．注意喚起及びヒアリングを実施。月80時間以上の時間外勤務者数5人（○） 教職員による自己診断肯定的回答は70.3％（○）今後も引き続き働き方改革の推進への工夫は必要と考える。
5. 働き方改革の推進				